



オアシス 生命共済制度

災害保障特約付福祉団体定期保険+見舞金制度

令和7年
4月~

特長 1 24時間保障 仕事中・仕事外問わず!

特長 2 手ごろな掛金 スケールメリットを活かした掛金で大きな安心を職場に!

特長 3 無 診 査 医師による診査不要 簡単な告知!

特長 4 配 当 金 1年ごとに収支を計算し剩余金が生じた場合は、配当金として還付!

役員・従業員の災害(ケガ)による通院や入院の保障や、万が一のときのために

I型 月額掛金 900円

15~64歳までの役員・従業員の方が加入できます。掛金は性別・年齢を問わず一律です。

災害(ケガ)の 通院見舞金 (見舞金制度)

延べ5日以上通院したとき
1日につき1,500円



災害(ケガ)の 入院見舞金 (見舞金制度)

2日~10日まで 20,000円
11日~30日まで 50,000円
31日以上 100,000円



万が一、 ご不幸があった場合

病気死亡 100万円
災害死亡 200万円
* II型・III型・IV型は、それぞれ
2倍・3倍・4倍の保障となります。



災害(ケガ)の 入院給付金

5日以上入院されたとき
1日につき1,500円

災害(ケガ)の 障害給付金

所定身体障害の状態(別表第2級~第6級)になられたとき
70~10万円(等級により)

【ご意向に沿った商品内容か必ずご確認ください】

「当パンフレット」ならびに「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」に記載の保障内容・保険金額・保険料などが、お客様ご自身のご意向に沿った内容となっているかを必ずご確認のうえ、お申込みください。
※「当パンフレット」はお申込みいただいた後も、大切に保管しておいてください。



一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会

〒106-6117 東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワー17F
TEL 03-3404-6141(代) FAX 03-3404-6478 <https://www.jaspa.or.jp>

(取扱募集代理店・見舞金制度運営)

一般財団法人 全国中小企業共済財団

〒102-0093 東京都千代田区平河町1-4-12
TEL 03-3264-1511(代) FAX 03-3239-1978 <https://www.zenkyosai.or.jp>

(引受保険会社)

アクサ生命保険株式会社

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3
TEL 03-6737-7777(代表)



給付内容

加入者(被保険者)が下記のお支払事由に該当した場合、下表の保険金、給付金、見舞金をお支払いいたします。

お支払事由	お支払金	I型	II型	III型	IV型
①病気などで死亡・高度障害状態 ^{*1} となったとき	死亡保険金・ 高度障害保険金	100万円	200万円	300万円	400万円
②不慮の事故または所定の感染症により死亡したとき 不慮の事故により高度障害状態(<別表>第1級) ^{*2} となったとき	死亡保険金+災害保険金 高度障害保険金+障害給付金(10割)	200万円	400万円	600万円	800万円
③不慮の事故により身体障害の状態(<別表>第2級～第6級) ^{*3} となったとき	障害給付金	70～10万円	140～20万円	210～30万円	280～40万円
④不慮の事故により5日以上入院したとき (同一の不慮の事故について1入院120日分限度)	入院給付金	1日につき 1,500円	1日につき 3,000円	1日につき 4,500円	1日につき 6,000円
⑤不慮の事故により 継続して2日以上入院したとき	災害入院見舞金 (見舞金制度)	2日～10日まで 11日～30日まで 31日以上	20,000円 50,000円 100,000円		
⑥不慮の事故により延べ5日以上 通院したとき (1通院60日限度。初日分から給付)	災害通院見舞金 (見舞金制度)		1日につき 1,500円		

※⑤災害入院見舞金と⑥災害通院見舞金の給付については、1事故につき合算して10万円が限度となります。

*1 「高度障害状態」は、P3の【高度障害状態】のいずれかの状態を指します。

*2 「高度障害状態」は、P4の「<別表>障害給付割合表」の「第1級」のいずれかの状態を指します。

*3 「身体障害の状態」は、P4の「<別表>障害給付割合表」の第2級～第6級のいずれかの状態を指します。

※本制度は、災害保障特約付福祉団体定期保険および全共済の見舞金制度で構成されています。詳細は「保障の内訳について」をご参照ください。

※詳しい給付に関する内容はP3「保険金、給付金、見舞金の内容・名称とお支払事由について」をご覧ください。

※本制度から脱退されても、それに伴う払戻金などはありません。

★保険金などのお受取りには所定の要件があります。お申込みにあたっては、P5～6「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」を必ずお読みください。

加入型	I型	II型	III型	IV型
月額掛金 ()内は3ヵ月分掛金	900円 (2,700円)	1,600円 (4,800円)	2,300円 (6,900円)	3,000円 (9,000円)

・月額掛金には保険料の他、制度運営費と見舞金掛金200円が含まれています。

保障の内訳について

本制度は、生命保険である「災害保障特約付福祉団体定期保険」と全共済が実施する「見舞金制度」で構成されています。

なお、その保障の内訳は以下の通りとなっています。「見舞金制度」の運営は全共済の見舞金制度規約にもとづいての取り扱いとなります。

お支払事由	お支払金	災害保障特約付福祉団体定期保険				見舞金制度
		I型	II型	III型	IV型	
①	死亡保険金・高度障害保険金	100万円	200万円	300万円	400万円	――
②	死亡保険金+災害保険金 高度障害保険金+障害給付金(10割)	200万円	400万円	600万円	800万円	――
③	障害給付金	70～10万円	140～20万円	210～30万円	280～40万円	――
④	入院給付金	1日につき 1,500円	1日につき 3,000円	1日につき 4,500円	1日につき 6,000円	――
⑤	災害入院見舞金	――				2日～10日まで 11日～30日まで 31日以上
⑥	災害通院見舞金	――				1日につき 1,500円

【その他】本制度に一定期間継続加入し、満了(70歳)により加入資格を失った場合、祝金を贈ります。

ご加入の際にはパンフレットの記載事項の内容(特に☆印事項)をご確認ください。また、ご加入の共済金(保険金)額は申込書兼告知書に記載の金額です。

お取り扱いについて

詳しくは取扱窓口ご担当者にご確認ください。

☆■加入資格

日整連加盟の各振興会・商工組合・協同組合の会員事業所に働く経営者および従業員(経営者の家族で業務に従事する方を含む)で、加入日(効力発生日)現在、満15歳から満64歳までの方。新規加入または増額を申し込まれる方は、いずれも加入(増額)に同意され、申込日(告知日)現在、「正常に就業されている方」に限ります。加入後は、満70歳を迎えた年度の3月31日まで継続できますが満65歳以上の加入者(被保険者)は、増額できないものとします。

「正常に就業している方」とは

- ※申込日(告知日)現在、次の状態にある者を除いた方です。
- ・傷病により公休・休暇などで欠勤している方
 - ・健康上の理由で勤務の特別取扱を受けている方
(「勤務の特別取扱」とは、労働時間の短縮、時間外労働の制限、労働負荷の制限など)

☆告知にあたっての注意事項

お申込みにあたっては、次の【告知事項】をご確認いただき、新規加入または増額を申し込まれる方ごとに、「加入申込書兼告知書」(増額の場合は「保険金額変更申込書兼告知書」)の「告知欄」の該当項目に○をつける方法で告知してください。

【告知事項】

- ①申込日(告知日)から過去1年以内に、下表の病気やけがで、手術を受けたことまたは継続して14日以上の入院をしたことがありますか。
②申込日(告知日)から過去1年以内に、下表の病気やけがで初診から終診までの期間が14日以上にわたる医師の治療・投薬を受けたことがありますか。

心臓病(心筋こうそく・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・狭心症)、高血圧症、脳卒中(脳出血、脳こうそく・くも膜下出血)、精神病、てんかん、ぜんそく、肺気腫、肺結核、胃かいよう、十二指腸かいよう、すい臓炎、肝臓病(肝炎・肝硬変)、腎臓病(腎炎・ネフローゼ・腎不全)、緑内障、がん、白血病、上皮内新生物、糖尿病、リウマチ、頭部外傷

※「告知」については、P6「重要事項説明書(注意喚起情報)」を必ずお読みのうえ、その意義や重要性をご確認ください。

■保険(共済)期間

保険(共済)期間は1年間です。

保険(共済)期間は1年間(4月1日~3月31日)で毎年自動更新されます。期間の途中でのご加入の場合は、3月31日までの保障となり、以後、毎年自動更新となります。

手続方法

■加入申込

新規のお申込みは「加入申込書兼告知書」(5枚複写)に必要事項を記入・捺印し、「預金口座振替申込書」(新規申込時)を添えて取扱窓口までご提出ください。

■加入日(効力発生日)・申込締切日

加入日(効力発生日)は取扱窓口が定める3ヵ月ごと年4回各月の1日です。

申込締切日は、初回掛金(3ヵ月分)を、(1)現金で納付する場合、加入日の前月20日。(2)口座振替で納付する場合で、①「新規加入事業所の場合」、加入日の3ヵ月前の20日。②「既加入事業所の場合(追加加入)」、加入日の2ヵ月前の20日となります。

(例)4月1日加入の場合

- (1)現金納付→申込締切日は3月20日
 - (2)-①口座振替(新規加入事業所)→申込締切日は1月20日
 - (2)-②口座振替(既加入事業所)→申込締切日は2月20日
- 取扱窓口ごとに異なりますので、詳しくは右記をご参照ください。

■掛金の払込

初回掛金(3ヵ月分)は現金での納付もしくは加入日(効力発生日)の前月22日に指定した金融機関の口座から振替収納となります。(2回目以降は3ヵ月ごと年4回の振替となります。)

また、加入後の掛け金(月額掛け金3ヵ月分)が所定の方法により払い込まれない場合には最終払込期月の末日で脱退となります。

■脱退の届出

本制度を脱退するときは、取扱窓口へ届け出してください。

■保険金・給付金・見舞金の請求

保険金・給付金・見舞金のお支払事由が発生したときは速やかに取扱窓口へ届け出してください。

☆■受取人

- 死亡に関わる保険金 加入者(被保険者)の遺族
- 高度障害・障害・入院・通院に関わる保険金、給付金、見舞金 加入者(被保険者)本人

●死亡に関わる死亡保険金・災害保険金の受取人は加入者(被保険者)の遺族とします。遺族とは労働基準法施行規則第42条～45条に定める遺族補償の順位【配偶者、子、養父母、実父母…の順位】で指定されたものと同順位となります。

●高度障害・障害・入院・通院に関わる高度障害保険金、障害給付金、入院給付金、見舞金の受取人は加入者(被保険者)本人となります。(ただし、請求事由が発生した後に本人が死亡した場合には上記の死亡に関わる死亡保険金・災害保険金と同様に取り扱います。)

■契約配当金(福祉団体定期保険)

毎年度末に収支を計算し、剩余金が生じた場合は配当金(契約配当金)を会員(事業主)に還付します。

配当金(契約者配当金)は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。また、配当金は、毎年の収支状況によってお支払いできない場合もあります。

※保険期間の途中で脱退された事業所には配当金は支払われません。

■掛金負担者

会員(事業主)負担となります。

■税法上の取り扱い

①法人事業所の場合

- ・法人が役員、従業員を加入者(被保険者)として掛金を負担した場合は、福利厚生費として全額損金に算入でき、その掛け金は役員、従業員の所得税の対象となります。
(法人税基本通達9-3-5)(所得税基本通達36-31-2)

②個人事業所の場合

- ・個人事業主が従業員を加入者(被保険者)として掛金を負担した場合は、福利厚生費として必要経費に算入でき、その掛け金は従業員の所得税の対象となります。
(所得税個別通達直審3-8)(所得税基本通達36-31-2)

※記載の税務についてのお取り扱いは、令和6年10月現在の税制にもとづいた一般的なお取り扱いをご案内しているものであり、実際のお取り扱いとは異なる場合があります。また、このお取り扱いは、将来変更される可能性があります。個別の税務などについては、詳しくは、所轄の税務署などに必ずご確認ください。

申込締切日と加入日(効力発生日)について

取扱窓口ごとに締切日と加入日(効力発生日)は異なります。

取扱窓口	加入日 (効力発生日)	申込締切日		
		初回掛金を現金納付	初回掛金を口座振替	新規加入事業所 (追加加入)
札幌、函館、帯広、旭川、福島、岩手、青森、山形、秋田、東京、神奈川、茨城、岐阜、富山、京都、兵庫、奈良、広島、島根、岡山、佐賀、熊本、大島	4/1	3/20	1/20	2/20
	7/1	6/20	4/20	5/20
	10/1	9/20	7/20	8/20
	1/1	12/20	10/20	11/20
北見、宮城、新潟、群馬、栃木、山梨、愛知、福井、大阪、滋賀、和歌山、鳥取、山口、徳島、愛媛、福岡、長崎、大分、鹿児島	5/1	4/20	2/20	3/20
	8/1	7/20	5/20	6/20
	11/1	10/20	8/20	9/20
	2/1	1/20	11/20	12/20
室蘭、釧路、長野、埼玉、千葉、静岡、三重、石川、大阪、香川、高知、宮崎、沖縄	6/1	5/20	3/20	4/20
	9/1	8/20	6/20	7/20
	12/1	11/20	9/20	10/20
	3/1	2/20	12/20	1/20

保険金、給付金、見舞金の内容・名称とお支払事由について

【保険金、給付金部分について】

◆死亡保険金

加入者(被保険者)が保険期間中に死亡した場合に、その加入者(被保険者)について定められた金額の死亡保険金を所定の死亡保険金受取人に支払います。

◆高度障害保険金

加入者(被保険者)が加入日(効力発生日)以後のケガまたは疾病によって、保険期間中に以下に定める高度障害状態のいずれかに該当した場合に、その加入者(被保険者)について定められた死亡保険金額と同額の高度障害保険金を高度障害保険金受取人に支払います。高度障害保険金が支払われた場合には、高度障害に該当したときに消滅したものとして取り扱います。

【高度障害状態】

- ①両眼の視力を全く永久に失ったもの
- ②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- ③中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- ④胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- ⑤両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの

- ⑥両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑦1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑧1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

◆災害保険金

加入者(被保険者)が加入日(効力発生日)以後発生した不慮の事故によるケガを原因として、その事故の日から180日以内かつ保険期間中に死亡したときおよび所定の感染症で死亡したときに支払います。

◆障害給付金(10割)

加入者(被保険者)が加入日(効力発生日)以後発生した不慮の事故によるケガを原因として、その事故の日から180日以内かつ保険期間中に<別表>障害給付割合表の第1級に定める障害状態のいずれかに該当したときに、災害保障特約の災害保険金の額に<別表>の給付割合(10割)を乗じた金額を支払います。

◆障害給付金

加入者(被保険者)が加入日(効力発生日)以後発生した不慮の事故によるケガを原因として、その事故の日から180日以内かつ保険期間中に<別表>障害給付割合表の第2~6級に定める障害状態のいずれかに該当したときに、災害保障特約の災害保険金の額に<別表>の給付割合を乗じた金額を支払います。

◆入院給付金

加入者(被保険者)が加入日(効力発生日)以後発生した不慮の事故によるケガの治療を目的として、その事故の日から180日以内に入院しあつ入院日数が5日以上となったときに入院日数に応じて支払います。ただし、同一事故による入院は120日(更新前の入院日数を含む)を限度とします。

※不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故をいいます。

【見舞金制度部分について】

◆災害入院見舞金

加入者が共済期間中に発生した不慮の事故によるケガの治療を目的として、その事故の日から180日以内に2日以上継続して入院したときに入院日数に応じて見舞金を支払います。

◆災害通院見舞金

加入者が共済期間中に発生した不慮の事故によるケガの治療を目的として、その事故の日から180日以内に延べ5日以上通院したときに通院見舞金日額×通院日数分を支払います。ただし、その事故の日から180日経過後の通院は支払いません。(1通院60日限度)

※不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故をいいます。

【保険金、給付金、見舞金が支払われない場合について】

加入(増額)申込の際に、保険契約者(見舞金については共済契約者(掛金負担者)を意味します。)または加入者(被保険者)が故意または過失により告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げた場合には保険金・給付金(増額の場合は増額部分)、見舞金を支払いません。

※お支払事由が以下の項目のいずれかによって生じた場合には保険金、給付金、見舞金を支払いません。

◆死亡保険金、高度障害保険金について

- ①加入者(被保険者)が加入日(増額日)から1年以内に自殺したとき
(増額の場合はその増額部分について)
- ②保険契約者・保険金受取人の故意により死亡したとき

- ③保険契約者・加入者(被保険者)・保険金受取人の故意により高度障害状態に該当したとき
- ④戦争その他の変乱によるとき

◆災害保険金、障害給付金(10割)、障害給付金、入院給付金、災害入院見舞金、災害通院見舞金について

- ①保険契約者・加入者(被保険者)の故意または重大な過失によるとき
- ②保険金・給付金・見舞金の受取人の故意または重大な過失によるとき
- ③加入者(被保険者)の犯罪行為によるとき
- ④加入者(被保険者)の精神障害を原因とする事故によるとき
- ⑤加入者(被保険者)の泥酔の状態を原因とする事故によるとき

- ⑥加入者(被保険者)が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
- ⑦加入者(被保険者)が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
- ⑧地震、噴火、津波によるとき
- ⑨戦争その他の変乱によるとき

●保険契約者、加入者(被保険者)に詐欺や保険金、給付金、見舞金などの不法取得目的による加入・更新があった場合で、その加入者(被保険者)の加入・更新が取消しまたは無効となった場合。

●保険契約者、加入者(被保険者)、保険金・給付金・見舞金受取人が保険金などを詐取する目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたときや、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由により解除となった場合。

障害給付割合表

等級	身体障害	災害保険金に対する 給付割合
第1級 (高度障害)	1.両眼の視力を全く永久に失ったもの 2.言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3.中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4.胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 5.両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6.両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7.1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 8.1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの 9.1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 10.10手指を失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの 11.1肢に第3級の14から16までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の14から16までまたは第4級の22から26までのいずれかの身体障害を生じたもの 12.両耳の聴力を全く永久に失ったもの	10割
第2級	13.1眼の視力を全く永久に失ったもの 14.1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15.1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 16.1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 17.10足指を失ったもの 18.脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの 19.両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 20.言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 21.中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 22.1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23.1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 24.1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 25.1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 26.1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 27.10足指の用を全く永久に失ったもの 28.1足の5足指を失ったもの	7割
第3級	29.1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30.1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 31.1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの 32.1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの 33.1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 34.両耳の聴力を著しい障害を永久に残すもの 35.1耳の聴力を全く永久に失ったもの 36.鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 37.脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの 38.1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39.1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 40.1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 41.1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 42.1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 43.1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 44.1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	3割
第4級	45.1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 46.1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 47.1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの 48.1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの 49.1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 50.両耳の聴力を著しい障害を永久に残すもの 51.1耳の聴力を全く永久に失ったもの 52.鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 53.脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの 54.1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 55.1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 56.1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの 57.1手の5手指の用を全く永久に失ったもの 58.1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 59.1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 60.1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	1.5割
第5級	61.1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 62.1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 63.1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの 64.1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの 65.1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 66.両耳の聴力を著しい障害を永久に残すもの 67.1耳の聴力を全く永久に失ったもの 68.鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 69.脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの 70.1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 71.1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 72.1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの 73.1手の5手指の用を全く永久に失ったもの 74.1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 75.1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 76.1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	1割

■制度の運営方法および個人情報のお取り扱いについて

【制度の運営方法について】

本制度は、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会(以下、「日整連」)、日整連加盟の各振興会、各商工組合・各協同組合(以下、「団体」と一般財団法人 全国中小企業共済財団(以下、「全共済」)が提携して実施しておりますが、その運営方法は次の通りです。

全共済が引受生命保険会社と福祉団体定期保険(災害保障特約付)契約を締結し、日整連は全共済と見舞金制度に関する協約を締結します。本制度では加入者(被保険者・共済加入者)を「団体の会員事業所の役員・従業員・掛金負担者を「団体の会員(事業主)」とし、見舞金制度は団体の会員(事業主)を共済契約者とします。

なお、本制度はその運営を円滑にするために内容の一部を変更することがあります。

【制度にご加入・ご継続できない場合について】

本制度は、福祉団体定期保険の契約に全共済が実施する見舞金制度をセットして運営するものです。いずれか一方の保険または見舞金制度の加入資格がなかったり、加入資格を失ったり、消滅・解除・失効された場合には本制度へのご加入・ご継続はできません。

【個人情報のお取り扱いについて】

本制度の運営にあたって、団体・全共済は、加入者(被保険者・共済加入者)およびその雇用主の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態など。以下、「個人情報」)を取り扱い、全共済が保険契約を締結している引受生命保険会社へ提出します。団体・全共済は本制度の運営において入手する個人情報を本制度の事務手続きおよびその他共済制度(団体・全共済の取り扱う他の共済制度を含む)に関連・附随する業務のために利用し、また、全共済は団体および事務を他に委託する場合はその委託先にも上記目的の範囲内で提供します。引受生命保険会社および全共済は受領した個人情報を、各種保険契約の引き受け・継続・維持管理、保険金・給付金、見舞金などの支払、その他保険に関連・附随する業務のために利用します。また、引受生命保険会社は団体・全共済および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、健康状態等の機微(センシティブ)情報は、保険業法施行規則のとおり、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定して利用します。また、今後、個人情報に変更などが発生した際にも、引き続き団体・全共済および引受生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。団体定期保険部分の引受生命保険会社は、今後、複数の生命保険会社で引受ける共同取扱方式に変更されたり、引受生命保険会社そのものを変更することがありますが、その場合、個人情報は変更後の引受生命保険会社に提供されます。

この個人情報のお取り扱いに関して同意いただけない場合は、加入不同意として取り扱いますのでご了承ください。

保険金・給付金・見舞金請求書類

所属の取扱窓口までお問合せください。

【ご意向に沿った商品内容か必ずご確認ください】

本書面および「パンフレット」に記載の保障内容・保険金額・保険料などがお客さまご自身のご意向に沿った内容となっているかを必ずご確認のうえ、お申込みください。

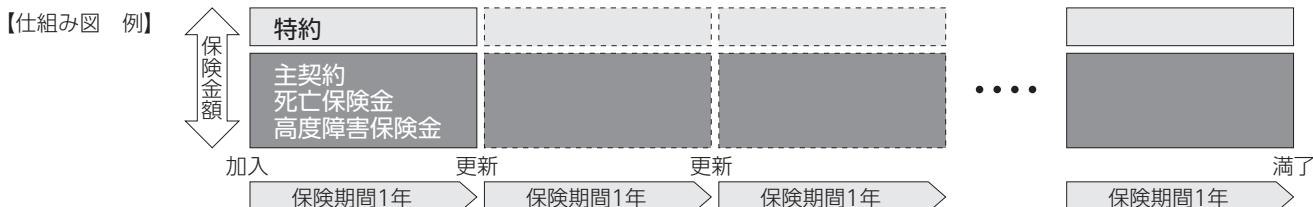
この【重要事項説明書】は、福祉団体定期保険のご契約の内容などに関する重要な事項のうち特にご確認いただきたい事項をまとめた「契約概要」と、お申込みに際して特にご注意いただきたい事項をまとめた「注意喚起情報」を記載しています。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご理解いただきますようお願ひいたします。「保険金などをお支払いできない場合について」などお客さまにとって不利益となる情報が記載されている部分は特に重要です。また、現在のご契約の解約などを前提とした新たなご契約のお申込みをされる場合、お客さまに不利益となる可能性がありますので十分にご検討をお願いいたします。具体的な制度内容については「パンフレット」をあわせてご覧いただき、ご不明な点などは所属団体またはアクサ生命に照会してください。

契約概要

※団体ごとの制度内容により保険金額の設定や付加される特約、保険料のお取り扱い、満了年齢などが異なります。
詳細は必ず「パンフレット」をご確認ください。

■商品の名称 福祉団体定期保険

■商品の仕組み 団体の役員・従業員、会員事業所の事業主・従業員の死亡などの保障を確保するために団体を契約者として運営する団体保険商品です。



■保険期間 保険期間は団体ごとに取り決めた更新日から1年間です。保険期間の満了の際に更新しない旨のお申出がない場合には、自動更新となり団体ごとに取り決めた更新限度の年齢まで更新することができます。

■主契約のお支払事由 死亡保険金………保険期間中に被保険者が死亡したとき。
高度障害保険金…保険期間中に被保険者が加入(増額)日以後に発生したケガまたは疾病により所定の高度障害状態に該当したとき。
※高度障害保険金が支払われた場合にはその被保険者についての保障は消滅し、その後の保険金などのお支払いはいたしません。

■加入資格 加入資格は団体ごとに取り決めています。詳細は「パンフレット」を参照してください。
※退職・退会などにより加入資格を喪失した場合は、制度から脱退していただきます。

■保険料について 保険料は毎年の更新時に被保険者の年齢構成・加入状況によって団体ごとに算出します。
お払込方法・経路なども団体ごとに取り決めていますので、詳細は「パンフレット」を参照してください。

■配当金について この商品は毎年の更新後に団体ごとに前保険期間の収支計算を行い、剰余金が生じた場合は契約者宛に契約者配当金をお支払いします。

■払戻金など この商品には被保険者の中途脱退による払戻金はありません。

【引受保険会社について】

この保険契約の引受保険会社は「パンフレット」に記載しております。この保険契約が共同取扱契約である場合、アクサ生命保険株式会社を事務幹事会社とし、各引受保険会社は各被保険者の加入保険金額のうち、それぞれの引受割合による保険契約上の責任を連帯することなく負います。なお、引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

*共同取扱契約とは、複数の保険会社が共同して引受けける保険契約をいいます。

アクサ生命保険株式会社（本社） 〒108-8020 東京都港区白金1-17-3 TEL03-6737-7777(代表)
ホームページアドレス <https://www.axa.co.jp/>

【当制度に関するお手続き・相談・苦情窓口について】

当制度に関するお手続きやご相談は、所属団体へお問い合わせいただくか、「パンフレット」記載の保険会社営業店へご連絡ください。当制度に関する苦情は、所属団体・保険会社営業店もしくはアクサ生命お客様相談室（TEL：0120-030-775 受付時間：9:00～17:00 土・日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く）へご連絡ください。

【指定紛争解決機関について】

この商品にかかる指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。

（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受付けています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて受付けています。

（ホームページアドレス：<https://www.seijo.or.jp/>）

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っています。

注意喚起情報

■お申込みの撤回（クーリング・オフ制度）について

この商品は団体を契約者とする団体保険契約であり、被保険者となる方の加入申し込みにはクーリング・オフの適用はありません。

■告知について

- 告知は、ご契約をお引き受けするかどうかを決める重要な事項です。告知していただいた内容が事実と違っていた場合には、ご契約が解除されることや、保険金などの支払いを受けられないことがあります。
※告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、保険金などを支払いできないことがあります。(告知義務違反による解除の対象となる1年経過後にもご契約の取消しとなります。)
- アクサ生命の取扱へ口頭でお話しされただけでは告知をしていただいたことになりません。必ず被保険者ご自身が「告知事項」を確認のうえ、お申込みください。(取扱者・募集人には告知受領権はありません。)
- アクサ生命の社員またはアクサ生命で委託した確認担当者が、保険金などのご請求の際、ご契約のお申込内容または治療の経過・内容、障害の状況、事故の状況などについて事実確認させていただく場合があります。

●新規加入または増額を申し込まれる方は、申込日(告知日)現在、**くご本人**の場合は正常に就業している方、**<配偶者・お子さま>**の場合は正常な日常生活を送っている方に限ります。次の留意事項を必ずお読みのうえ、加入(保険金額変更)申込書兼告知書にて告知されますようお願いします。

過去1年以内の健康状態	告知事項	①加入(増額)申込日(告知日)から過去1年以内に、別表の病気やけがで、手術を受けたことまたは継続して14日以上の入院をしたことがありますか。
	留意事項	●手術とは、切開術に限らず、内視鏡(ファイバースコープ)・カテーテル・レーザー光線・超音波・温熱療法・放射線療法・体外衝撃波療法なども該当します。また、日帰り手術も上欄の告知事項に該当します。 ●「継続して14日以上の入院」とは、転医、転科を含めて1日も途切れず継続して14日以上入院された場合をいいます。
	告知事項	②加入(増額)申込日(告知日)から過去1年以内に、別表の病気やけがで初診から終診までの期間が14日以上にわたる医師の治療・投薬を受けたことがありますか。
	留意事項	●「14日以上にわたる」とは、合併症・続発症を含む一連の傷病で、転医、転科を含めて初診から終診までの医師による治療・投薬を受けていた期間をいいます。(実際の診療日数ではありません。) ●「治療」には診察、検査および食事療法・運動療法も含みます。

別表 心臓病(心筋こうそく・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・狭心症)、高血圧症、脳卒中(脳出血・脳こうそく・くも膜下出血)、精神病、てんかん、ぜんそく、肺気腫、肺結核、胃かいよう、十二指腸かいよう、すい臓炎、肝臓病(肝炎・肝硬変)、腎臓病(腎炎・ネフローゼ・腎不全)、緑内障、がん、白血病、上皮内新生物、糖尿病、リウマチ、頭部外傷

■効力発生日(責任開始期)について

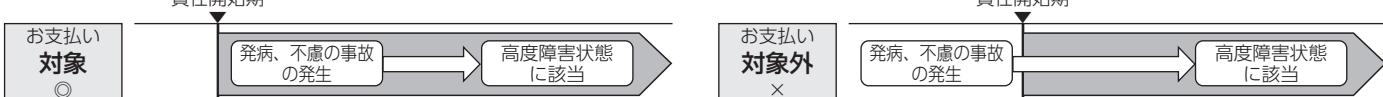
加入申込日(告知日)と効力発生日(責任開始期)については団体ごとに取り決めています。詳細は「パンフレット」にて確認してください。なお、初回保険料のお払込みがなかった場合は申込取消となり、効力が発生しない場合がありますのでご注意ください。生命保険会社職員、代理店、団体の役職員には保険への加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

■保険金などをお支払いできない場合について

次のような場合には保険金などをお支払いできない場合がありますので特にご注意ください。

- 免責事由に該当する場合
 - 効力発生日(責任開始期)から1年以内の被保険者の自殺
 - 契約者・被保険者・保険金受取人の故意によるとき
 - 戦争その他の変乱によるとき
- 効力発生日(責任開始期)前の疾病や不慮の事故を原因とする場合

責任開始期



3. 告知義務違反の場合

告知の内容が事実と相違し、ご契約の全部またはその被保険者の部分が告知義務違反により解除された場合

4. 重大事由による解除の場合

契約者、被保険者または保険金受取人が保険金などを詐取する目的で事故を起こしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由によりご契約の全部またはその被保険者の部分が解除された場合

5. 詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合

契約者または被保険者による詐欺の行為によりご契約の全部またはその被保険者の部分が取消しになった場合や、保険金などの不法取得目的があつてご契約の全部またはその被保険者の部分が無効とされた場合

■ご契約の更新ができない場合について

更新日現在の被保険者数、加入率および保険金などの支払状況が所定の基準に満たない場合、ご契約の更新はできません。

■保険料のお払込みについて

団体ごとに定めた方法により保険料をお払込みいただきます。保険料のお払込みがなかった場合、最後に払い込まれた保険料の応当月末をもって脱退扱となり以降の保障がなくなる場合があります。詳細は「パンフレット」にて確認してください。

■払戻金など

この商品には被保険者の中途脱退による払戻金はありません。

■保険金などのお支払いについて

○保険金などのお支払事由が生じた場合や、保険金などのお支払いの可能性があると思われる場合は、すみやかに団体の担当窓口またはアクサ生命営業店にご連絡ください。

○お支払事由、請求手続き、保険金などを支払いする場合またはお支払いできない場合については、アクサ生命ホームページにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。

○保険金などのお支払事由が生じた場合、ご契約内容によっては、複数のお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合には、すみやかに団体の担当窓口またはアクサ生命営業店にご連絡ください。

保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご加入時の保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。保険契約者保護措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL:03-3286-2820 「月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時」

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

引受保険会社

アクサ生命保険株式会社

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3

TEL 03-6737-7777(代表)

www.axa.co.jp/

お問合せ先〈見舞金制度運営〉

一般財団法人 全国中小企業共済財団

〒102-0093 東京都千代田区平河町1-4-12 TEL 03-3264-1511(業務部)

お問合せ先

アクサ生命保険株式会社 法人ビジネス業務部

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3 TEL 03-6737-7440

Form No.D3092(6.0) AXA-A1-2411-0924/9W2 2024.12.10

一般財団法人 全国中小企業共済財団《全共済》行

FAX.03-3239-1978**オアシス生命共済制度**

いずれかに○を付してください。

- (1) くわしく説明が聞きたい (2) 加入したい (3) その他**

折り返し所属の取扱窓口よりご連絡申し上げます。

事 業 所 名		認 証 番 号	
住 所			
電 話 番 号			
ご 担 当 者 名			
その他・ご意見			

[FAX送信先]03-3239-1978
一般財団法人 全国中小企業共済財団《全共済》業務部

お問合せ・お申込みは

**所属の自動車整備振興会・商工組合・協同組合または、
 一般財団法人 全国中小企業共済財団《全共済》業務部までお願ひいたします。**

〒102-0093 東京都千代田区平河町1-4-12
 TEL.03-3264-1511 / FAX.03-3239-1978

個人情報に関するお取り扱いについて

全共済・振興会・商工組合・協同組合事務局は、本制度の募集業務に必要な範囲で個人情報を取り扱います。